

## 目 次

## 訓 令

津市支所及び出張所庶務規程の一部を改正する訓令

## 告 示

公示送達

保管した屋外広告物

公示送達

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

予算の公表

市議会の招集

公示送達

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

保育所入所負担金収納事務の一部委託

公示送達

公示送達

## 公 告

建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定による認定

条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

## 教育委員会告示

教育委員会の招集

## 選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿からの抹消者

津市河内財産区議会議員選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所

津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所

津市河内財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示

津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所

津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

## 水道局告示

水道局指定給水装置工事事業の再開

## 議会規則

津市議会会議規則の一部を改正する規則

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日

津市長 松 田 直 久

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（高野尾出張所等の開所時間）

第 3 条の 2 出張所のうち、高野尾出張所、大里出張所、白塚出張所、栗真出張所、安東出張所、櫛形出張所、片田出張所、藤水出張所及び雲出出張所の開所時間は、津市の休日を定める条例（平成 18 年津市条例第 14 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が出張所の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表第 4 中「加入等」を「届出の受付」に、

|                      |   |
|----------------------|---|
| (23) 出張所の庶務に関すること。   | を |
| (24) その他市長が必要と認めること。 |   |

|  |       |
|--|-------|
| (23) 出張所の庶務に関すること。   | に改める。 |
| (24) 高野尾出張所、大里出張所、白塚出張所及び栗真出張所の総括管理及び連絡調整に関すること（一身田出張所に限る。）。 |       |
| (25) 安東出張所、櫛形出張所及び片田出張所の総括管理及び連絡調整に関すること（神戸出張所に限る。）。         |       |
| (26) 藤水出張所及び雲出出張所の総括管理及び連絡調整に関すること（高茶屋出張所に限る。）。              |       |
| (27) その他市長が必要と認めること。   |       |

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第29号

下記の者の平成16年度市民税・県民税第3期督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月16日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書          |
|--------------|-----------|---------------------|
|              |           | 平成16年度市民税・県民税第3期督促状 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第30号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年2月16日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量  
はり札等 16枚  
立看板等 5枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所  
大谷町ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日  
平成21年1月15日、23日及び29日
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項  
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。  
（申出先）  
津市建設部津北工事事務所補修担当  
津市高茶屋小森上野町1185番地1  
電話番号 059-235-5655

津市告示第31号

下記の者の参加差押通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月16日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所     | 送達を受けるべき者      | 送達を受けるべき文書 |
|------------------|----------------|------------|
| 名古屋市東区東桜二丁目5番17号 | 有限会社エンコーポレーション | 参加差押通知書    |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第32号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成21年2月18日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

| 記号番号    | 交付年月日      | 無効となった日    |
|---------|------------|------------|
| 9206746 | 平成20年10月1日 | 平成21年1月31日 |
| 0378877 | 平成20年10月1日 | 平成21年2月4日  |
| 9108277 | 平成20年10月1日 | 平成21年1月29日 |
| 2108939 | 平成20年10月1日 | 平成21年1月8日  |
| 1228986 | 平成20年10月1日 | 平成21年2月13日 |

国民健康保険高齢受給者証

| 記号番号    | 交付年月日      | 無効となった日    |
|---------|------------|------------|
| 2108939 | 平成20年10月1日 | 平成21年1月8日  |
| 1228986 | 平成20年10月1日 | 平成21年2月13日 |

津市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成21年2月16日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成21年2月20日

津市長 松田直久

平成21年2月16日に議決を経た予算

平成20年度津市定額給付金給付等事業特別会計予算

## 平成20年度津市定額給付金給付等事業特別会計予算

平成20年度津市の定額給付金給付等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,838,510千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 定額給付金給付等費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

| 款       | 項       | 金額              |
|---------|---------|-----------------|
| 1 国庫支出金 |         | 千円<br>4,838,510 |
|         | 1 国庫補助金 | 4,838,510       |
| 歳入 合計   |         | 4,838,510       |

## 歳出

| 款           | 項             | 金額            |
|-------------|---------------|---------------|
| 1 総務費       |               | 千円<br>213,234 |
|             | 1 総務管理費       | 213,234       |
| 2 定額給付金給付等費 |               | 4,624,276     |
|             | 1 定額給付金給付費    | 4,462,276     |
|             | 2 子育て応援特別手当支給 | 162,000       |
| 3 公債費       |               | 1,000         |
|             | 1 公債費         | 1,000         |
| 歳出 合計       |               | 4,838,510     |

## 第2表 繰越明許費

| 款           | 項              | 事業名         | 金額        |
|-------------|----------------|-------------|-----------|
|             |                |             | 千円        |
| 1 総務費       | 1 総務管理費        | 総務管理事務事業    | 212.134   |
| 2 定額給付金給付等費 | 1 定額給付金給付費     | 定額給付金事業     | 4,462,276 |
| 2 定額給付金給付等費 | 2 子育て応援特別手当支給費 | 子育て応援特別手当事業 | 162.000   |
| 3 公債費       | 1 公債費          | 一時借入金利子     | 1,000     |

## 平成20年度津市定額給付金給付等事業特別会計予算

平成20年度津市の定額給付金給付等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,838,510千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 定額給付金給付等費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 松田直久

津市告示第34号

平成21年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年2月23日

津市長 松田直久

1 招集の日

平成21年3月2日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第35号

下記の者の固定資産税・都市計画税の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月24日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書  |
|--------------|-----------|---|
|              |           | 平成18年度固定資産税・都市計画税の督促状、平成19年度固定資産税・都市計画税の督促状、平成20年度固定資産税・都市計画税1期、2期、3期の督促状 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第36号

下記の者の固定資産税・都市計画税の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月24日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書  |
|--------------|-----------|---|
|              |           | 平成15年度固定資産税・都市計画税4期の督促状、平成16年度固定資産税・都市計画税の督促状、平成17年度固定資産税・都市計画税の督促状、平成18年度固定資産税・都市計画税の督促状、平成19年度固定資産税・都市計画税の督促状、平成20年度固定資産税・都市計画税1期、2期、3期の督促状 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年久居市告示第27号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月24日

津市長 松田直久

1 届出者

小野辺自治会

三重県津市久居小野辺町1292番地

代表者 西尾 隆

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

|     |  |
|-----|--|
| 変更前 | 本会の区域は、久居市小野辺町「但し、小野辺町春日丘団地及び同脇田山団地、東さくらが丘団地」の区域は除く（東）小野辺町1106番の1から（西）小野辺町1705番の7まで（南）小野辺町948番地から（北）小野辺町1403番地までの区域とする。                      |
| 変更後 | 本会の区域は、津市久居小野辺町「但し、津市久居小野辺町春日丘団地及び同脇田山団地、東さくらが丘団地」の区域は除く（東）津市久居小野辺町1106番地1から（西）津市久居小野辺町1705番地7まで（南）津市久居小野辺町948番地から（北）津市久居小野辺町1403番地までの区域とする。 |

(2) 事務所の所在地

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 変更前 | 三重県久居市小野辺町1315番地1 |
| 変更後 | 三重県津市久居小野辺町1292番地 |

(3) 代表者の氏名及び住所

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 変 更 前 | 信 藤 聿 廣<br>三重県津市久居小野辺町 1 3 1 5 番地 1 |
| 変 更 後 | 西 尾 隆<br>三重県津市久居小野辺町 1 2 9 2 番地     |

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域が、市町村合併により、平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため。また、平成 2 1 年 1 月 1 1 日に、代表者が定期総会において選任されたため。

津市告示第38号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月25日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書   |
|--------------|-----------|--|
|              |           | 平成17年度市民税・県民税督促状<br>平成18年度固定資産税・都市計画税督促状<br>平成19年度固定資産税・都市計画税督促状<br>平成20年度固定資産税・都市計画税督促状 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第39号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月25日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書                      |
|--------------|-----------|---------------------------------|
|              |           | 平成18年度4期市県民税督促状、平成20年度2期市県民税督促状 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第40号

下記の者の差押解除通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月25日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書 |
|--------------|-----------|------------|
|              |           | 差押解除通知書    |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第41号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月26日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書           |
|--------------|-----------|----------------------|
|              |           | 差押調書、配当計算書、<br>充当通知書 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。



津市告示第43号

津市保育所入所負担金収納事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成21年2月27日

津市長 松田直久

1 受託者の名称及び所在地

別表のとおり

2 委託期間

平成21年2月1日から平成21年3月31日まで

## 別表

| 受託者の名称     | 所在地              |
|------------|------------------|
| 白塚愛児園      | 津市白塚町5334番地      |
| 高田保育園      | 津市一身田町213番地4     |
| 津愛児園       | 津市桜橋三丁目45番地1     |
| 津カトリック保育園  | 津市西丸之内18番21号     |
| 清泉愛育園      | 津市南丸之内8番61号      |
| さつき保育園     | 津市新町一丁目8番13号     |
| 三重保育院      | 津市柳山津興3310番地     |
| 三重保育院乳児保育所 | 津市柳山津興3310番地     |
| ぼだいじ保育園    | 津市南中央10番18号      |
| 片田保育園      | 津市片田志袋町384番地     |
| つ保育園       | 津市藤方2670番地       |
| 泉ヶ丘保育園     | 津市野田21番地817      |
| 大里保育園      | 津市大里睦合町609番地1    |
| 公園西保育園     | 津市長岡町800番地441    |
| 豊野保育園      | 津市一身田豊野1406番地129 |
| ひかり保育園     | 津市半田1442番地1      |
| 藤水保育園      | 津市藤方1531番地       |
| 志登茂保育園     | 津市一身田平野361番地1    |
| 上浜保育園      | 津市上浜町五丁目150番地    |
| はなこま保育園    | 津市高茶屋小森町4159番地   |
| 風の子藤水保育園   | 津市雲出島貫町1735番地5   |
| すぎのこ保育園    | 津市久居中町336番地4     |
| 久居保育園      | 津市久居西鷹跡町365番地11  |
| ゆたか保育園     | 津市河芸町中別保1656番地   |
| さくら保育園     | 津市河芸町影重1140番地1   |
| 杜の街ゆたか保育園  | 津市河芸町杜の街一丁目1番地3  |
| 美里さつき保育園   | 津市美里町五百野1617番地1  |
| みらいの森ゆたか園  | 津市河芸町三行989番地     |

津市告示第44号

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月27日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書             |
|--------------|-----------|------------------------|
|              |           | 差押調書<br>配当計算書<br>充当通知書 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第45号

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年2月27日

津市長 松田直久

記

| 送達を受けるべき者の住所 | 送達を受けるべき者 | 送達を受けるべき文書             |
|--------------|-----------|------------------------|
|              |           | 差押調書<br>配当計算書<br>充当通知書 |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による認定を行ったので、同法第86条第8項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年2月16日

津市長 松田直久

- 1 当該認定に係る対象区域  
津市久居野村町字野村372-180の一部
- 2 認定番号  
津市指令建指第657号
- 3 認定年月日  
平成21年2月10日
- 4 公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所  
津市都市計画部建築指導課内

## 津市公告第26号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成21年2月17日

津市長 松田直久

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る携帯コミュニケーションシステム開発等業務委託
- (2) 成果物の納入期限及び納入場所 下表のとおり。なお、業務内容の詳細は別紙仕様書参照。

| 納品物  | 納入期限       | 納入場所    |
|--|------------|---------|
| 携帯版ポータルサイト定義書                                  | 平成21年3月24日 | 津市情報企画課 |
| 携帯版ポータルサイトモジュール等<br>(ソースコード)                   | 平成21年3月24日 | 津市情報企画課 |
| 携帯版ポータルサイトテスト結果                                | 平成21年3月24日 | 津市情報企画課 |
| 携帯版ポータルサイトモジュール等<br>インストール<br>(サーバ機器への移入・動作確認) | 平成21年3月5日  | 津市情報企画課 |
| SNSデータ移行(サーバ機器への移入<br>・動作確認)                   | 平成21年3月5日  | 津市情報企画課 |
| 携帯マップシステムコンテンツ                                 | 平成21年3月5日  | 津市情報企画課 |

### 2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札の参加者は、次の各号のいずれをも備えている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 津市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告の日から審査結果通知日までの間に、津市物件等調達業者に対する指名停止基準（平成18年1月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 過去2年間にオープンソースソフトウェアを用いた情報システム構築業務の施行実績を有すること。
- (7) 業務の一部を他の事業者にも再委託することを予定している場合、当該他の事業者は、前各号の条件を満たすこと。

### 3 入札の心得、契約条項その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成21年2月17日（火）から同月19日（木）まで
- (2) 場所 津市総務部情報企画課

### 4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- ア 提出期間 平成21年2月17日（水）から同月19日（木）まで
- イ 提出場所 津市総務部情報企画課
- ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けません。

#### (2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 類似業務の施行実績を証する書類（契約書の写しを添付）
- ウ 会社概要及び業務実施体制図

- (3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知します。

### 5 入札及び開札の日時

平成21年2月23日（月）午前10時から

### 6 入札及び開札の場所

津市役所7階入札室

### 7 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければなりません。規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

### 8 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

#### 9 契約保証金

契約締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

#### 10 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、別紙仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号（名称）を記入し、入札を行ってください。
- (2) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 再入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 同額の者が2業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期または中止することがあります。
- (7) その他、入札者は、別添「競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

#### 【問い合わせ先】

津市役所 総務部 情報企画課 情報企画担当  
電話番号 059-229-3118

# 津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る携帯コミュニティシステム開発等業務委託に係る仕様書（案）

## 1 目的

津市では、地域 ICT 利活用モデル構築事業（総務省）の委託を受け、ICT を利活用した子育て支援モデルを構築することとしており、平成 19 年度には、地域情報プラットフォームに準拠した情報システム（以下「準拠情報システム」という。）の開発を行った。

この準拠情報システムは、オープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）等を活用した、子育て支援ポータルサイト、ブログサイト、SNS サイト、動画配信システム等からなる統合システムとなっているが、現在はすべてパソコンからの利用を想定しており、更なる情報の発信や利用者の拡大のためには、パソコンより多くの利用者を持つ携帯電話からの利用を可能にすることが必要となっている。

本業務は、準拠情報システムを携帯電話から利用できるようにするとともに、最近の携帯電話が搭載するカメラ機能や GPS 機能を活用し、位置情報と電子地図を用いて利用者同士が情報を双方向にやり取りできる携帯コミュニティシステムの開発並びにコンテンツの作成を行うことを目的とする。

## 2 携帯コミュニティシステムの概要

本業務において、「携帯コミュニティシステム」とは、次のサブシステム（相互リンク）を総称したものをいう。

### （1）携帯版ポータルサイト

準拠情報システムの中核である子育て支援ポータルサイト「元気っ津」(XOOPS 使用。URL は、<http://www.tsugenkids.jp/>) 及び「津市子育て支援システム構築事業紹介ホームページ」(XOOPS 使用。URL は、<http://info.tsugenkids.jp/03.html>) に、WizMobile 等のモジュール適用により各機能及びコンテンツを携帯電話から利用できるようにするものである。

### （2）携帯マップシステム

準拠情報システムのうち、バージョンアップにより GoogleMap との連携機能を備えた SNS (OpenPNE 使用) によって、地図上の位置情報を用いて利用者同士が情報を双方向にやり取りできるものである。別途共同研究事業の成果物を適用するため、システム開発は本業務の対象外である。

### 3 業務内容

次に掲げる事項に基づき、委託業務を的確に履行し、携帯コミュニティシステムの開発並びにコンテンツの作成を行うものとする。

- (1) 携帯版ポータルサイト設計業務
- (2) 携帯版ポータルサイト定義書作成業務
- (3) 携帯版ポータルサイトモジュール等適用業務
- (4) 携帯版ポータルサイトテスト業務
- (5) 携帯版ポータルサイトモジュール等インストール業務
- (6) SNS データ移行業務
- (7) 携帯マップシステムコンテンツ作成業務
- (8) 携帯コミュニティシステム操作説明業務

### 4 委託期間

契約締結日から平成21年3月31日までとする。

### 5 要求仕様

#### 5-0 共通事項

- (1) 本業務の実施に際しては、「地域情報プラットフォーム標準仕様 V1.0」への準拠や「地域 ICT 利活用モデル構築事業」(総務省)の基準、OSS の技術情報について留意しながら携帯コミュニティシステムの開発を行なうものとする。
- (2) 本業務の実施に際して必要となる準拠情報システムの設計・定義情報については、その範囲及び内容を書面により事前に申請し、津市の許可を得て閲覧できるものとする。
- (3) 本業務の実施に際して必要となるソフトウェア(モジュール等)は、原則として OSS またはフリーソフトを用いるものとする。
- (4) 本業務で開発する携帯コミュニティシステム及びコンテンツは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社がサービスを提供する携帯電話から同様に利用可能であるものとする。

#### 5-1 携帯版ポータルサイト設計業務

津市が別途準備(別添資料1「サーバ機器等」を参照。)するサーバ機器やソフトウェア等を用いることを前提として、次に掲げる設計業務を行うものとする。

- (1) 初期設計
  - ・システムの目的
  - ・データの流れ

- ・ オンライン処理とバッチ処理の切り分け
- ・ 運用と保守の環境
- (2) 環境設計
  - ・ インターネットハードウェア構成  
(通信回線の種類、インターネット環境など)
  - ・ ネットワークのソフトウェア構成  
(ドメイン構成、ユーザ権限、セキュリティ設計など)
- (3) 業務設計
  - ・ テーブル(ファイル)設計、プロシジャ設計、リレーション設計
  - ・ 画面のデザイン、レイアウトと処理内容  
(特に携帯画面への最適化など)

#### 5-2 携帯版ポータルサイト定義書作成業務

項目5-1にて設計された携帯版ポータルサイトについて、次に掲げる定義書を作成するものとする。

- (1) システム設計定義書
- (2) 携帯版ポータルサイトの構築に用いる機能説明、利用方法、用語解説、サーバ設定書等を掲載したドキュメント

#### 5-3 携帯版ポータルサイトモジュール等適用業務

項目5-2にて設計された定義書に従い、ポータルサイト「元気っ津」及び「津市子育て支援システム構築事業紹介ホームページ」の各機能、コンテンツを携帯電話から利用できるようにする携帯版ポータルサイトの構築に必要なシステムモジュール等の適用、設定を行うものとする。

なお、携帯電話からの利用対象とする機能、コンテンツの規模や範囲等については、別添資料2「携帯版ポータルサイト構築範囲」を参照するものとする。

#### 5-4 携帯版ポータルサイトテスト業務

項目5-3により適用、設定した携帯版ポータルサイトモジュール等について、次に掲げるテストを行い、その結果を取りまとめるものとする。

- (1) 単体テスト
- (2) 結合テスト
- (3) 総合テスト

#### 5-5 携帯版ポータルサイトモジュール等インストール業務

項目5-3により適用、設定した携帯コミュニティシステムモジュールについて、津市が指示するサーバ機器にインストールを行い、正常な稼動を確認するものとする。

#### 5-6 SNS データ移行業務

準拠情報システムのうち、既存SNSのサーバ機器からデータ(ユーザ登録情報、コミ

コミュニティ、投稿記事等)を抽出し、津市が指示するサーバ機器に移行し、正常な稼働を確認するものとする。

データ件数は、ユーザ登録情報が概ね 200 件、投稿記事等が 100 件程度である。

#### 5-7 携帯マップシステムコンテンツ作成業務

携帯マップシステムの初期コンテンツとして、携帯マップシステムの GoogleMap 上で表示する公共施設、避難所、公園、小児科医等の名称、住所、内容、写真等のコンテンツデータを入力し、コンテンツの正常な表示を確認するものとする。

データ入力件数は概ね 200 件とし、1 件あたりの文字数は、400 文字程度とする。

入力するコンテンツデータは、津市が用意するが、入力に必要な端末は受託者が用意するものとする。

#### 5-8 携帯コミュニティシステム操作説明業務

完成した携帯コミュニティシステムについて、津市が指示する期間にシステム管理者及び津市が必要と判断する利用者に対し操作説明を行うこととする。

### 6 成果物及び納入期限等

本業務の成果物及びその納入期限は、次の通りとする。

| 納品物  | 最終納入時期           |
|--|------------------|
| 5-2 携帯版ポータルサイト定義書                              | 平成 21 年 3 月 24 日 |
| 5-3 携帯版ポータルサイトモジュール等<br>(ソースコード)               | 平成 21 年 3 月 24 日 |
| 5-4 携帯版ポータルサイトテスト結果                            | 平成 21 年 3 月 24 日 |
| 5-5 携帯版ポータルサイトモジュール等インストール<br>(サーバ機器への移入・動作確認) | 平成 21 年 3 月 5 日  |
| 5-6 SNS データ移行 (サーバ機器への移入・動作確認)                 | 平成 21 年 3 月 5 日  |
| 5-7 携帯マップシステムコンテンツ                             | 平成 21 年 3 月 5 日  |

上記成果物は、紙媒体及び電子媒体で提出することとする。

なお、紙媒体の書式及び電子媒体の形式等は次のとおりとする。

- (1) 紙媒体の書式は、A 4 の用紙に 10.5 ポイントで横書きとし、1 行の文字数は 40 文字、1 頁の行数は 36 行とする。

提出に当たっては、各成果物をファイルにまとめ、4 部提出するものとする。

- (2) 電子媒体に収める電子データは、Microsoft Office2003 の各アプリケーションで扱

える形式とする。図面等については Office 形式に限らないが、津市の環境で閲覧が可能な形式であることとする。

提出に当たっては、CD-R または DVD-R 等の書き換えが不可能な媒体に記録し、4 部提出するものとする。

(3) 成果物の納入場所は、津市役所 総務部 情報企画課（本庁舎 2 階）とする。

## 9 委託業務の管理

受託者は、津市の要望を最優先とし、常に連絡や協議等を行い、委託業務の適切な進捗管理を行なうものとする。

## 10 守秘義務

受託者は、公開されているものを除き、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務の完了若しくは中止、又は業務委託契約が解除された後においても同様とする。

ただし、公的機関が主催する事例発表における成果品の発表に際しての守秘義務については、津市の書面による承諾を受けた場合、又は次の各号いずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

## 11 個人情報保護

(1) 受託者は、委託業務の実施に際し個人情報の処理等を行う場合には、津市個人情報保護条例第 34 条に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

(2) 受託者は、委託業務に従事する職員へ十分な情報セキュリティ研修の実施を行ない、不法行為が厳に行なわれないよう周知、徹底しなければならない。

## 12 著作権等の保証

- (1) 委託業務に関して、津市へ報告する書類（以下「報告書等」という。）について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証しなければならない。
- (2) 報告書等について、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、受託者はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うものとする。

### 13 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託業務に関して総務省及び津市が開示した情報等及び委託業務の履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を、委託契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報等を委託業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に津市の書面による承認を得るものとする。
- (2) 委託業務の履行過程で生じた著作権法第 27 条及び 28 条に定める規定を含むすべての著作権及びノウハウは総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。ただし、受託者は、委託業務の履行過程で生じた著作権又はノウハウを自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、総務省及び委託者と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、受託者は総務省に対し一切の著作者人格権を使用しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (3) 受託者は、納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、津市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うものとする。

この場合において、受託者は当該契約等の内容について事前に津市の書面による承認を得ることとし、津市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら津市の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合において、津市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

### 14 その他留意事項

- (1) 委託業務遂行にあたっては、津市及び関連業務等の関係者と十分協議し、調整を図

るものとする。

- (2) 委託業務遂行上に発生した疑問点などに関しては、津市及び受託者双方の協議により決定し、円滑に委託業務を遂行するものとする。
- (3) 打合せにて協議した内容や手順については、本仕様書及び委託契約書に基づき適切に遂行するものとする。

## サーバ機器等

準拠情報システムを構成するサーバ機器のうち、本業務に関連する機器の概要を以下に示す。

## (1) Webサーバ

| 型番    | 品名   |
|-------|--|
| 機器名   | Express5800/120Ri - 2(XD2/1.60G(4))              |
| CPU   | デュアルコア Xeon5110 (1.6GHz、4MB L2Cache、1066MHz FSB) |
| メモリ   | 2GB  |
| HDD   | 73.2GB×3 RAID5 構成                                |
| OS    | Microsoft Windows Server2003 R2 Standard Edition |
| 主なソフト | IIS  |

## (2) ブログサーバ

| 型番    | 品名   |
|-------|--|
| 機器名   | Express5800/120Ri - 2(XD2/1.60G(4))              |
| CPU   | デュアルコア Xeon5110 (1.6GHz、4MB L2Cache、1066MHz FSB) |
| メモリ   | 2GB  |
| HDD   | 73.2GB×3 RAID5 構成                                |
| OS    | Red Hat Enterprise Linux ES4                     |
| 主なソフト | XOOPS Cube Legacy 2.1.3                          |

## (3) SNSサーバ (SNS データ移行業務の移行元のサーバ)

| 型番    | 品名   |
|-------|--|
| 機器名   | Express5800/120Ri - 2(XD2/1.60G(4))              |
| CPU   | デュアルコア Xeon5110 (1.6GHz、4MB L2Cache、1066MHz FSB) |
| メモリ   | 2GB  |
| HDD   | 73.2GB×3 RAID5 構成                                |
| OS    | Red Hat Enterprise Linux ES4                     |
| 主なソフト | OpenPNE2.1                                       |

(4) SNS連携サーバ (SNS データ移行業務の移行先及び携帯マップシステムのコンテンツデータを入力するサーバ)

| 型番    | 品名   |
|-------|--|
| 機器名   | Express5800/120Ri-2(XD2/1.60G(4))                |
| CPU   | デュアルコア Xeon5110 (1.6GHz、4MB L2Cache、1066MHz FSB) |
| メモリ   | 2GB  |
| HDD   | 73.2GB×3 RAID5 構成                                |
| OS    | Red Hat Enterprise Linux ES4                     |
| 主なソフト | OpenPNE2.7                                       |

## 携帯版ポータルサイト構築範囲

準拠情報システムの各機能、コンテンツの概要及び本業務において携帯電話から利用可能とする範囲を以下に示す。

## 1 子育て支援ポータルサイト「元気っ津」

| コンテンツ名称    | 内容・機能  | 本業務対象 |
|------------|--|-------|
| 子育て日記      | ブロガーによる子育て日記や子育てアドバイスなどをつづったブログページ                 | ○     |
| こそだてストーリー  | 妊娠初期から小学生までの各年代に応じた、子育てのポイントやアドバイスを判りやすくまとめたページ。   | ○     |
| 子育て支援コーナー  | 津市の各種子育て支援事業、サービスを年代別や受けたいサービス別に紹介するページ。           | ○     |
| つよいっこTV    | ストリーミングを用いた動画コンテンツ。子育てに関する教材ビデオや津市内の公園風景の紹介ビデオを配信。 | ×     |
| イベント情報広場   | 津市や各種子育て支援団体が主催するイベント等の情報を掲載するページ。                 | ○     |
| 本の玉手箱      | おすすめ本の紹介や利用者によるレビュー投稿など、本をテーマにしたSNS。               | ○     |
| 今週のランキング   | アンケートを基に子どもや保護者の興味のある情報をランキング形式で提供するページ。           | ○     |
| 津市子育て広場マップ | 津市内の子育て支援センター、児童館、遊びの広場等の情報と地図を掲載したページ。            | ○     |
| お知らせ       | 津市や各種子育て支援団体からのお知らせ（市民向け）を掲載するページ。                 | ○     |
| 忙しいママの     | 忙しいときでも簡単にできてしかも栄養も                                | ○     |

|             |                               |   |
|-------------|-------------------------------|---|
| 簡単レシピ       | 考えられた料理のレシピ集。                 |   |
| いっしょにあそぼう   | ぬりえやパズルのミニゲームで遊べる、子ども向けコンテンツ。 | × |
| いっしょにおべんきょう | 地域に伝わる昔話や民話を題材にした、動く紙芝居。      | × |

## 2 津市子育て支援システム構築事業紹介ホームページ

| コンテンツ名称                | 内容・機能  | 本業務対象 |
|------------------------|--|-------|
| お知らせ                   | 津市からのお知らせ（関係機関・他自治体向け）を掲載するページ。                              | ○     |
| 津市地域 ICT 利活用モデル構築事業の紹介 | 総務省の委託事業である地域 ICT 利活用モデル構築事業について、事業目的、事業概要、津市の取り組み等を紹介するページ。 | ○     |
| リンク集                   | 関係機関・他自治体・子育て支援団体等のサイトへのリンクを集めたページ。                          | ○     |

## 委 託 契 約 書 (案)

委託者 津市（以下「甲」という。）と受託者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、津市地域ICT利活用モデル構築事業に係る携帯コミュニケーションシステム開発等に係る業務について、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る携帯コミュニケーションシステム開発等に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 委託業務の期間（以下「契約期間」という。）は、契約締結日から平成21年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に係る委託料として金\_\_\_\_\_円（うち委託業務に係る消費税及び地方消費税額金\_\_\_\_\_円を含む。）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

（委託業務の実施方法）

第5条 乙は、この契約書、別紙仕様書及び甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の管理）

第7条 乙は、業務上知り得た個人情報について、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）を遵守するとともに、個人情報管理責任者を定めて適正に管理し、業務履行後は直ちに廃棄し、又は甲に返却しなければならない。また、個人情報管理責任者は、従事職員に十分なセキュリティ研修等

を実施し、不法行為が行われないよう周知、徹底しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、指示その他の方法により委託業務の履行状況を監督することができる。

(業務担当責任者等)

第11条 乙は、業務担当責任者(業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者)を定め、書面により甲に届け出なければならない。業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲は、業務担当責任者、業務従事者等のうち、委託業務の施行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対しその交替を求めることができる。

(調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(実績報告)

第13条 乙は、委託業務が完了したとき又は別紙仕様書に定める期間が経過したとき(委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。)は、速やかに委託業務実績報告書又はこれに代わるものを甲に提出しなければならない。

(検査等)

第14条 甲は、前条の規定により、委託業務実績報告書等の提出を受けたときは、提出のあった日から起算して10日以内に、委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 検査の実施は、履行場所又は甲の指定する場所で行うものとする。

3 第1項の検査に合格したときをもって、委託業務の全部又は一部を完成し

たものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 15 条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合で、相当の期間内に完了する見込みのあるときは、当該期限の日の翌日から起算して完了した日までの日数に応じ、契約金額の未履行部分相当額に対し、規則第 34 条第 1 項に規定された率により計算した遅延利息を乙に請求することができる。

(委託料の支払)

第 16 条 乙は、第 14 条第 1 項の規定による通知があったときは、甲に対して当該通知に係る委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から 30 日以内に同項の委託料を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲が所定期間内に当該通知に係る委託料を支払うことができないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、未払代金に対し規則第 34 条第 3 項に規定された率により計算した遅延利息を甲に請求することができる。

(委託業務の内容の変更等)

第 17 条 甲は、この契約の締結後の事情により必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲、乙協議の上、委託料の額を変更することができる。

(危険負担)

第 18 条 委託業務の完了前に生じた損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約、別紙仕様書又は甲の指示に違反したとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了しないとき又は履行期限までに委託業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

(3) 第 13 条の規定により提出した委託業務実績報告書等に虚偽又は不正の記載があったとき。

(4) 委託業務の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げる事項に該当したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金は、甲に帰属する。

3 契約保証金の納付を免除された者は、第 1 項の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を損害金として納付しなければならない。

（乙の解除権）

第 20 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催促をした後、この契約を解除することができる。

(1) 第 17 条の規定により、この委託業務の内容を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 17 条の規定による中止期間が契約期間の 2 分の 1 以上に達したとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を履行することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、乙は、これによって生じた損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除の場合における履行部分の清算）

第 21 条 前 2 条の規定により、この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査の上、相応する金額を支払うものとする。

（損害賠償）

第 22 条 乙は、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（特定の違法行為に対する措置）

第 23 条 乙は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」と

いう。)第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は課徴金の納付命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第66条第4項に規定する審決を行い、当該審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った前号に規定する審決に対し、乙が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（同法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、乙がこの契約に関し前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

3 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

4 第1項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(相殺)

第24条 甲は、この契約に関し乙に対して有する金銭債権がある場合は、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときはこれを追徴する。

(費用負担)

第25条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各

自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号  
津市  
津市長 松田直久

乙

# 津市条件付一般競争入札参加申込書

平成21年2月 日

(あて先) 津市長

所在地

商号又は名称

印

代表者職氏名

平成21年2月17日付けで公告のあった津市地域 ICT 利活用モデル構築事業に係る携帯コミュニティシステム開発等業務委託に係る条件付一般競争入札に参加しますので、別紙書類を添えて申し込みます。

なお、下記の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 公告の日から審査結果通知日までの間に、津市物件等調達業者に対する指名停止基準(平成18年1月1日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 過去2年間にオープンソースソフトウェアを用いた情報システム構築業務の施行実績を有すること。

## 【添付書類】

- ア 会社概要及び実施体制
- イ 主要類似業務実績

## 会社概要及び実施体制

### 〈会社概要〉

|  |                    |
|--|--------------------|
| 1 名 称                                    |                    |
| 2 代表者氏名                                  |                    |
| 3 所 在 地<br><br>(電話・FAX)                  |                    |
| 4 資 本 金                                  | 千円                 |
| 5 設 立                                    | 年                  |
| 6 従 業 員 数                                | 人<br>(内情報処理技術者数 人) |
| 7 県内営業所の有無                               | 有 ・ 無              |
| ※県内営業所有りの場合<br><br>所 在 地<br><br>(電話・FAX) |                    |

〈会社としての公的資格状況〉

| 種別        | 有<br>無 | 本社   | 有<br>無 | 担当事業所 |
|-----------|--------|------|--------|-------|
|           |        | 資格名称 |        | 資格名称  |
| ISO       |        |      |        |       |
| プライバシーマーク |        |      |        |       |
| 通信事業者     |        |      |        |       |
| システム監査    |        |      |        |       |
| ISMS      |        |      |        |       |
|           |        |      |        |       |
|           |        |      |        |       |
|           |        |      |        |       |
|           |        |      |        |       |

〈従業員の資格保有状況〉

| 種別                 | 有<br>無 | 本社   | 人<br>数 | 有<br>無 | 担当事業所 | 人<br>数 |
|--------------------|--------|------|--------|--------|-------|--------|
|                    |        | 資格名称 |        |        | 資格名称  |        |
| プロジェクト技術者          |        |      |        |        |       |        |
| システム監査技術者          |        |      |        |        |       |        |
| アプリケーション技術者        |        |      |        |        |       |        |
| ネットワーク技術者          |        |      |        |        |       |        |
| データベース技術者          |        |      |        |        |       |        |
| ソフトウェア開発技術者        |        |      |        |        |       |        |
| 基本情報処理技術者          |        |      |        |        |       |        |
| 上級システムアドミニストレーター   |        |      |        |        |       |        |
| 初級システムアドミニストレーター   |        |      |        |        |       |        |
| 情報セキュリティアドミニストレーター |        |      |        |        |       |        |
|                    |        |      |        |        |       |        |
|                    |        |      |        |        |       |        |
|                    |        |      |        |        |       |        |
|                    |        |      |        |        |       |        |

※各欄が不足する場合は、適宜追加してください。

社内呼称区分が異なる場合は、貴社の状況を優先してください。

人数には、正規雇用者のみ記入してください。

専門業務を下請けさせる場合は、業者ごとに作成してください。

〈実施体制図〉

|  |
|--|
|  |
|--|

〈実施体制〉

|           |  |
|-----------|--|
| 総括責任者     |  |
| 氏 名 :     |  |
| 担当部署・役職 : |  |
| 取得資格 :    |  |
| 経験年数 :    |  |
| 業務実績      |  |
| 業 務 名 :   |  |
| 発 注 者 :   |  |
| 契 約 期 間 : |  |
| 内 容 :     |  |
| 担当者 1     |  |
| 氏 名 :     |  |
| 担当部署・役職 : |  |
| 取得資格 :    |  |
| 経験年数 :    |  |
| 担当者 2     |  |
| 氏 名 :     |  |
| 担当部署・役職 : |  |
| 取得資格 :    |  |
| 経験年数 :    |  |

※不足の場合は適宜追加してください。

## 主要類似業務実績

過去2年間において、オープンソースソフトウェアを用いた情報システム設計・開発等に関する主要な実績を記入する。

業者名

|   |         |                                      |
|---|---------|--------------------------------------|
| ① | 業 務 名   |                                      |
|   | 発 注 機 関 |                                      |
|   | 履 行 場 所 |                                      |
|   | 履 行 期 間 | 平成    年    月    ～    平成    年    月 まで |
|   | 契 約 金 額 |                                      |
|   | 業 務 概 要 |                                      |
| ② | 業 務 名   |                                      |
|   | 発 注 機 関 |                                      |
|   | 履 行 場 所 |                                      |
|   | 履 行 期 間 | 平成    年    月    ～    平成    年    月 まで |
|   | 契 約 金 額 |                                      |
|   | 業 務 概 要 |                                      |
| ③ | 業 務 名   |                                      |
|   | 発 注 機 関 |                                      |
|   | 履 行 場 所 |                                      |
|   | 履 行 期 間 | 平成    年    月    ～    平成    年    月 まで |
|   | 契 約 金 額 |                                      |
|   | 業 務 概 要 |                                      |

\* 契約書の写しを添付すること。

# 入 札 書

平成21年2月 日

(あて先) 津市長

入札人 住 所

商 号

代表者名

印

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、津市地域ICT利活用モデル構築事業に係る携帯コミュニティシステム開発等業務委託

上記金額に1.05を乗じた金額で、津市関係条例及び規則によって契約したいので、入札します。

# 入札者確認票

平成21年2月 日

(あて先) 津市長

住 所

商 号

代表者名

印

件名 津市地域ICT利活用モデル構築事業に係る携帯コミュニティシステム開発等業務委託

本件の入札に関し、次の者が参加いたします。

(下記のうちいずれかに○印を付し、代理人の場合は氏名を記入して下さい。)

## 1 代表者本人

本件の入札に関し、入札する行為を下記の者に委任します。

## 2 代 理 人 (氏名 )

# 競争入札参加者心得

津 市

## 1 入 札

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

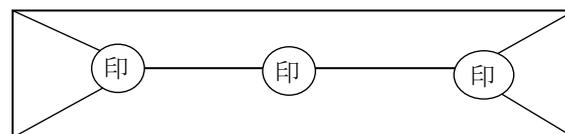
## 2 入札書の記載等

- (1) 入札書には、日付・商号・代表者名・押印（競争入札参加者名簿登録業者にあつては、入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）等を鮮明に表示すること。
- (2) 入札書の金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。
- (3) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする場合は、入札前に委任状もしくは入札者確認票を提出すること。
- (4) 入札書を封入する封筒には、次のとおり記載及び届出印または入札代理人の印を押印すること。

(表)

(裏) 貼合わせ部分（3ヶ所）に封印

|           |
|-----------|
| 入札書在中     |
| (あて先)津市長  |
| 件 名 ○○○○○ |
| 社 名 ○○○○○ |



## 3 無効入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
- (2) 入札保証金を所定の日時までに納付しないで行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 委任状もしくは入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 再度入札において、前回一番札金額以上の金額が記載された入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

## 4 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札（原則として2回）を行う。この場合において、前項の無効入札をした者を除くことがある。

なお、入札金額の読み上げは、場合によって上位何者かに限定することがありますので御承知ください。

## 5 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤（総価で決定するときはその総価、単価で決定するときはその単価の桁違い）であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

## 6 入札の取りやめ等

入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等により公正な入札の執行を確保することができないと認められるときは、入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 7 入札者

入札者の入室は、原則一名に限ります。

## 8 入札時間の厳守

指定した時間までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができませんので御承知ください

津市公告第27号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年2月17日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成21年2月13日
- 2 抑留期間 平成21年2月20日まで

| 番号 | 捕獲した場所           | 種類   | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢        | その他             |
|----|------------------|------|----|----|----|-----------|-----------------|
| 1  | 津市<br>美里町日南<br>田 | 雑種   | 茶  | オス | 中  | 91日<br>以上 | 老犬<br>茶色の首輪     |
| 2  | 津市<br>芸濃町椋本      | パピヨン | 白  | メス | 小  | 91日<br>以上 | 顔右半分黒色<br>赤色の首輪 |

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成21年2月19日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成21年2月20日（金）午前9時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - (1) 通学通園対策事業としての幼稚園の取扱いについて
  - (2) 指定校変更基準の見直しについて
  - (3) 芸濃地域における小学校の複式学級の解消に係る方向性について
  - (4) 津市立学校給食センター条例の一部改正について
  - (5) 平成20年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉について
  - (6) 平成20年度津市一般会計補正予算（第7号）〈教委所管分〉について
  - (7) 平成21年度津市一般会計予算〈教委所管分〉について
  - (8) 平成21年度教育方針について
  - (9) 教育委員長の選任について

津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成21年2月19日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成21年3月3日から同月7日まで  
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成21年2月19日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成21年3月3日から同月7日まで  
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を  
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成21年2月19日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

| 男  | 女  | 計  |
|----|----|----|
| 1人 | 0人 | 1人 |

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成21年2月19日

津市選挙管理委員会告示第5号

平成21年3月8日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定める。

平成21年2月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

提出すべき場所 津市落合の郷管理棟

津市選挙管理委員会告示第6号

平成21年3月8日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成21年2月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

交付場所 津市芸濃総合支所 2階 防災会議室

津市選挙管理委員会告示第7号

平成21年3月8日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示は、津市芸濃総合支所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成21年2月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

津市選挙管理委員会告示第8号

平成21年3月8日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成21年2月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋 達郎

1. 選挙長

住 所  
氏 名 小松 大演

2. 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所  
氏 名 小松 紀子

津市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成21年3月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成21年2月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第10号

平成21年3月8日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関し、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成21年2月20日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成21年3月2日（年齢については、平成21年3月8日とする。）
- 2 登録を行う日  
平成21年3月2日
- 3 縦覧に供する期間  
平成21年3月3日

津市水道局告示第2号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事事業者の再開の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成21年2月17日

津市水道事業管理者 平井秀次

| 名称       | 所在地          | 再開年月日      |
|----------|--------------|------------|
| 株式会社若葉晃建 | 津市河芸町三行136番地 | 平成21年1月29日 |

津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月20日

津市議会議長 竹 沢 陽 一

津市議会規則第1号

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市議会会議規則（平成18年津市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

|     |                                     |  |
|-----|-------------------------------------|--|
| 目次中 | 「第7章 議員の派遣（第156条）<br>第8章 補則（第157条）」 | 「第7章 協議又は調整を<br>第8章 議員の派遣（第<br>第9章 補則（第158 |
|-----|-------------------------------------|--|

行うための場（第156条）

157条）に改める。

条）」

第8章中第157条を第158条とし、同章を第9章とし、第7章中第156条を第157条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第156条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第156条関係）

| 名 称   | 目 的                                | 構 成 員 | 招 集 権 者 |
|-------|------------------------------------|-------|---------|
| 全員協議会 | 議案の審査又は議会の運営<br>に関し協議又は調整を行う<br>ため | 全議員   | 議長      |

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。